令和５年度北海道檜山合同庁舎排水管等清掃及び水質検査業務処理要領

この作業は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」（昭和46年１月21日厚生省令第２号）第４条及び第４条の３の規定に基づき実施するものである。

１　共通事項

(1)　各作業とも庁舎及び施設を加工することなく既存のまま行うものとする。

(2)　各作業に要する洗浄用補給水、作業用電力（100Ｖ）、動力用電力（100Ｖ）は委託者の負担とする。

(3)　各作業に必要な機械及び消耗品は、受託者の負担とする。

(4)　特許使用、危険防止の負担等は、受託者の責任において処理するものとする。

(5)　工程については、業務担当員と十分打合せの上、作業時間の承認を得て管理するものとし、(7)の産業廃棄物収集運搬に係る連携を考慮すること（施設の使用制限状況の確認等）。

(6)　清掃により除去される付着物、異物、土砂等を下水道に流出させることなく引き出すとともに、適正に処理するものとする。

(7)　清掃によって発生する産業廃棄物となる汚泥等は、本業務とは別に産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約を締結するので、収集運搬及び処分会社と連携して作業を実施すること。

(8)　清掃の時期

ア　９月中の土曜日、日曜日又は祝日

イ　３月中の土曜日、日曜日又は祝日

２　排水管の清掃（９月及び３月）

(1)　電力ワイヤー、噴射式電力ワイヤー及びその他の必要機械を用意すること。

(2)　清掃方法

ア　各フロアの掃除口及び排水口から洗浄水を流しながら電力ワイヤーを用いて清掃する。

イ　噴射式電力ワイヤーを用いて管内消毒する。

ウ　作業跡を清掃する。

３　汚水槽及び雑排水槽の清掃（９月及び３月）

(1)　槽内の換気を十分に行い、作業中の事故防止に努めること。

(2)　水槽内の汚水及び残留物を確実に槽外に排除するため、必要な機器を用いてポンプ、壁面等に付着した残留物を洗浄すること。

(3)　漏水及び壁面の破損、亀裂等の有無を確認し、異常を発見したときは速やかに報告すること。

４　大小便器枝管の清掃（９月及び３月）

(1)　ウォーターラム、コンプレッサー、電動ワイヤー、尿石熔解剤及びその他必要機械を用意すること。

(2)　清掃方法

ア　大便器内に水を流しながらウォーターラムを用いて清掃すること。

イ　小便器枝管の清掃は、電動ワイヤーを用いて清掃の後、便器Ｕトラップに尿石熔解剤を注入し、尿石熔解後、ア同様の方法で清掃する。

ウ　便器取付部等の漏水を確認する。

５　洗面器、流し、茶殻及び流し器の清掃（９月及び３月）並びに屋外排水口の清掃（９月）

(1)　電力ワイヤー、ドリルワイヤー、ウォーターラム、コンプレッサー及びその他必要機械を用意すること。

(2)　清掃方法は、４に準じるが、給湯室流しについては、清掃後、消毒及び消臭を必ず行うものとする。

６　受水槽及び高置水槽の清掃（９月）

水槽の清掃及び消毒、附随する機器の点検を行い、異常を発見したときは速やかに報告すること。

７　水質検査（別紙）は、９月（受水槽清掃作業の終了後）及び３月に採取し、水質検査結果報告書を実績報告書に添付すること。

８　業務完了報告書等

業務完了報告書には、点検結果等に加えて写真等を添付し、作業箇所、作業前後の状態、作業方法等がわかるようにすること。

９　その他

要領に定めのない事項については、業務担当員と協議し、その指示に従うこと。